

指導監査結果から見た 法人運営の留意点について

本日の説明内容

- 1 都知事所管法人監査結果の状況
(平成29年度～令和元年度)
- 2 監査結果から見た留意事項
- 3 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う理事会・評議員会運営について

1 法人監査結果の状況 (平成29年度～令和元年度)

都内法人数

所轄庁	平成30年 4月1日	平成31年 4月1日	令和2年 4月1日
厚生労働大臣	30	30	30
東京都知事	312	317	323
特別区長・市長	727	726	727
合 計	1,069	1,073	1,080

都知事所管社会福祉法人監査 における文書指摘数

実施年度	一法人あたりの 指摘数平均	文摘率(※)	検査法人数	文摘法人数
令和元年度	4.3 件	84%	102	86
30年度	6.4 件	89%	104	93
29年度	4.6 件	86%	111	95

(※) 文書指摘率 = その年度に監査した法人のうち、文書指摘を受けた法人の割合

文書指摘の多い項目（都知事所管法人）

項目	指摘内容	指摘件数				
		29	30	元	計	順位
選任手続	評議員、理事、監事の選任手続において、候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていない。	46	51	38	135	①
	監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていない。	32	35	18	85	②
会 議 運 営	評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていない。	24	15	14	53	⑤
	理事会の招集通知が省略された場合に、理事及び監事全員の同意が確認できない。	15	9	13	37	⑧
	理事会の議案について特別な利害関係を有する理事がいないことを法人が確認していない。	12	12	12	36	⑨
	評議員会の招集通知に必要事項が記載されていない。	2	22	18	42	⑦
	理事長及び業務執行理事が、理事会において必要な回数、職務執行に関する報告をしていない。	2	16	15	33	⑪
	欠席が継続している評議員がいる。	0	9	16	25	⑭
	評議員会の決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを法人が確認していない。	5	12	12	29	⑫
報酬基準	理事の報酬等の額が定款で定められていない場合であって評議員会の決議により定められていない。	30	23	10	63	④
	理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準において規定すべき事項が規定されていない。	12	25	11	48	⑥
情報公開	必要な情報が、インターネットで公表されていない。	29	35	5	69	③
	必要な書類等の備置きがされていない。	10	13	13	36	⑨
定款	定款に記載された内容と事実が異なる。	10	13	5	28	⑬

2 監査結果から見た留意事項

① 評議員、理事、監事の選任について

指摘数 135件

評議員、理事、監事の選任手続きにおいて、候補者が欠格事由に該当しないこと等について、確認していない。

①ー1 評議員選任の注意点(1)

1 欠格事由に該当していないか

欠格事由(社会福祉法第40条第1項)

- ① 法人
- ② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ ③のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員

2 各評議員又は各役員と親族等特殊関係にある者でないか

3 暴力団等反社会的勢力の者でないか

◆ 確認方法（「指導監査ガイドライン」から）

「履歴書若しくは誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えない。」

《確認方法の例》

履歴書：記載内容から、兼職、賞罰、親族等を確認したことを記録

誓約書：本人誓約により、欠格事由等に該当しないことを確認

※ 再任の場合でも最新の状況（兼職の状況等）を確認することが必要

(誓約書(評議員)作成例)

平成29年10月30日「改正社会福祉法に対応した
法人運営に関する講習会」資料2作成例1

誓 約 書

社会福祉法人〇〇会の評議員に就任することにあたり、次の各号を誓約します。

- 1 社会福祉法第40条第1項各号の欠格条項に該当しないこと
- 2 各評議員又は各役員と親族等特殊関係にある者が含まれないこと
- 3 暴力団員等の反社会勢力者に該当しないこと
- 4 今後、上記1号から3号の記載事項に該当したときは遅滞なく報告すること

令和 年 月 日

社会福祉法人〇〇会理事長 〇〇〇〇 殿

住 所

氏 名

印

①ー1 評議員選任の注意点(2)

➤ 理事長、理事会が選任しないこと

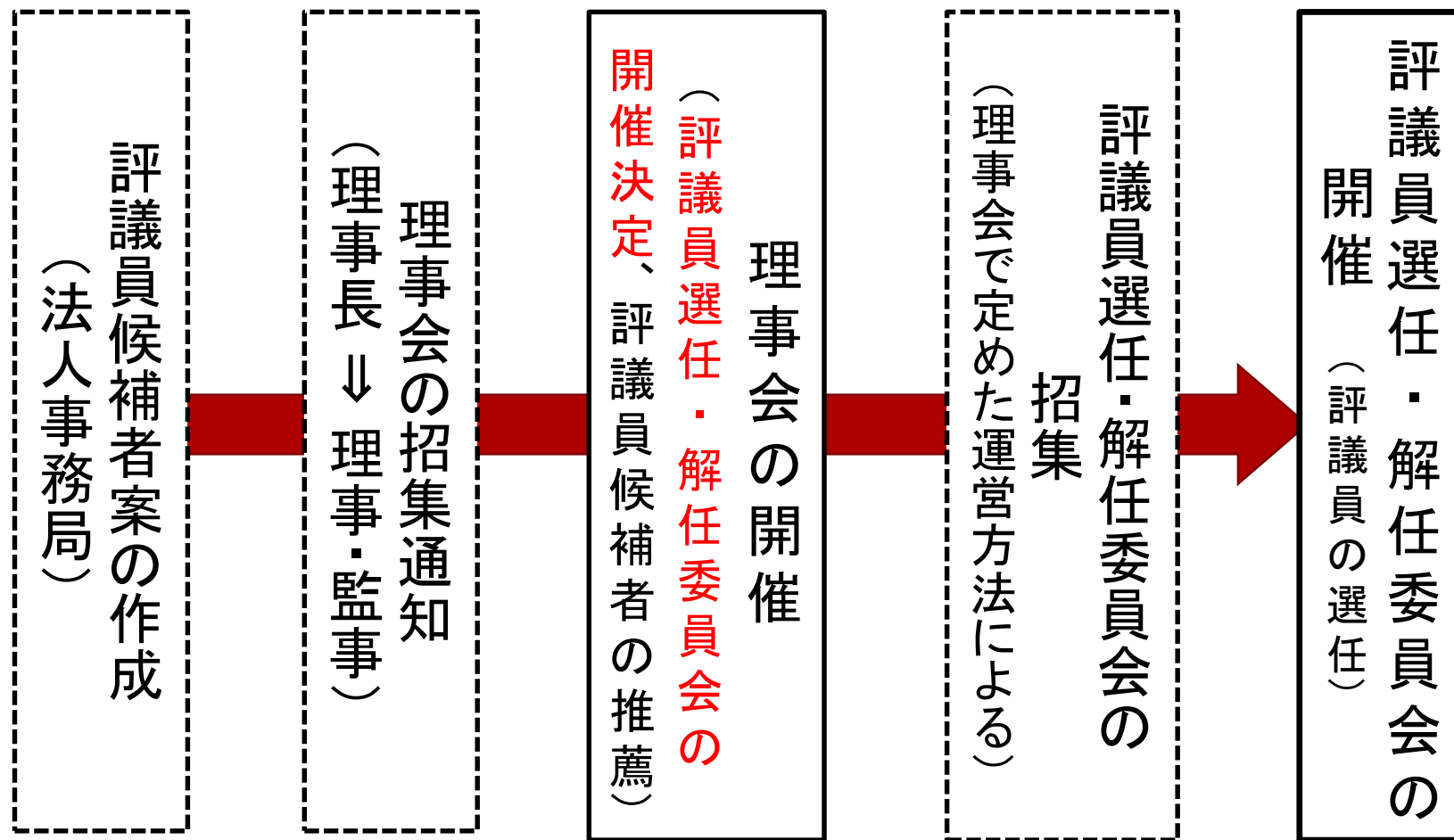
◆ 評議員の選任は定款の定めにより行うが、理事又は理事会が選任する旨の定款の定めは無効

- ・ 評議員の選任及び解任は、中立性が確保された方法によることが必要
- ・ そのために、外部委員参加の機関設置が望ましい

○ 都では、国の定款例に沿った、「評議員選任・解任委員会」の設置による選任・解任を指導

※ 理事が評議員選任・解任委員会の委員になることは認められない。(理事が議決に加わること、議事に影響を及ぼすことは不適當)

〔定款例に準拠した評議員選任の流れ〕



①－2理事選任の注意点(1)

1 欠格事由に該当していないか

欠格事由(社会福祉法第40条第1項)

- ① 法人
- ② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ ③のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員

2 各理事と特殊の関係にある者が上限を超えていないか

3 暴力団員等の反社会的勢力の者でないか

(誓約書(理事)作成例)

平成29年10月30日「改正社会福祉法に対応した法人運営に関する講習会」資料2作成例1

誓 約 書

社会福祉法人〇〇会の理事に就任することにあたり、次の各号を誓約します。

1 社会福祉法第40条第1項各号の欠格条項に該当しないこと
2 社会福祉法第40条第1項各号の欠格条項に該当しないこと
3 社会福祉法第40条第1項各号の欠格条項に該当しないこと
4 社会福祉法第40条第1項各号の欠格条項に該当しないこと

令和 年 月 日

社会福祉法人〇〇会理事長 〇〇〇〇 殿

住 所

氏 名

印

①－2理事選任の注意点(2)

- 評議員会の有効な決議により選任すること
- ◆ 評議員会で審議する役員選任議題及び議案は理事会で決定
 - 理事会で理事候補者を決定することが必要
 - 理事長や事務局等が理事会の承認を得ずに役員選任議案を提出することはできない。

①ー2理事選任の注意点(3)

➤ 理事に含まれていなければならない者が含まれていること

- ① 社会福祉事業の経営に識見を有する者
- ② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- ③ 施設の管理者（施設を設置している場合）

※ 施設の管理者とは

施設長等（施設長と同様の知識と経験を持ち、施設の実情に詳しい者を含む。）

①ー3 監事選任の注意点(1)

1 欠格事由に該当していないか

欠格事由(社会福祉法第40条第1項)

- ① 法人
- ② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ ③のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員

2 各役員と親族等特殊の関係にないか

3 暴力団員等の反社会的勢力の者でないか

(誓約書(監事)作成例)

平成29年10月30日「改正社会福祉法に対応した法人運営に関する講習会」資料2作成例1を参考

誓 約 書

社会福祉法人〇〇会の監事に就任することにあたり、次の各号を誓約します。

1 社会福祉法人〇〇会第40条第1項各号の欠格条項に該当しないこと
2 社員団、この
3 役員、この
4 各暴行、この

令和 年 月 日

社会福祉法人〇〇会理事長 〇〇〇〇 殿

住 所

氏 名

印

①—3 監事選任の注意点(2)

➤ 法に定める者が含まれていること

① 社会福祉事業について識見を有する者

② 財務管理について識見を有する者

⇒ 公認会計士・税理士が望ましい

理事会への出席・報告、監事監査(事業・会計)など、
監事としての職務(=理事の職務執行の監査)を、実質的に果たせる者を選任することが重要

② 監事選任議案について

指摘数 85件

監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていない。

②—1 監事選任議案の注意点

- 監事の選任議案については、現任の監事の過半数の同意を得た上で、評議員会に提出すること

理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることから、その独立性を確保するため、監事の過半数の同意を得なければならない。

《同意の確認方法》

- ・ 各監事ごと又は監事の連名による同意書
- ・ 監事の選任議案を決定した理事会議事録へ同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印

※ 監事が理事会を欠席した場合は、同意書が必要

理事会議事録記載による同意例

社会福祉法人〇〇会 第〇回理事会議事録

- 1 開催日時 令和〇年〇月〇日（〇曜日） 午後〇時〇分から午後〇時〇分まで
- 2 開催場所 社会福祉法人〇〇会法人本部 会議室
- 3 出席者
理事（6名） 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
監事（2名） 〇〇〇〇 〇〇〇〇
事務局（3名） 事務局長 〇〇〇〇 特別養護老人ホーム〇〇施設長 〇〇〇〇
〇〇保育園園長 〇〇〇〇
- 4 欠席者
なし
- 5 議長
理事長 〇〇〇〇
- 6 決議に特別の利害関係を有する理事 該当者なし
- 7 議題
 - (1) 決議事項
 - 第1号議案 平成〇年度事業報告及び平成〇年度計算書類等の承認の件
 - 第2号議案 次期役員候補者の件
 - 第3号議案 役員の報酬額（案）及び役員等報酬規程（案）の件
 - 第4号議案 定款変更の件
 - 第5号議案 定時評議員会の招集の件
 - (2) 報告事項
理事長及び常務理事の職務執行状況の報告

(2) 第2号議案 次期役員候補者の件

事務局より、評議員会に諮る議案として、議案資料「次期役員候補者名簿（案）」に基づき説明があり、事務局案として、理事5名と監事2名を重任とし、理事1名を新任の候補者としたこと及び新任の理事候補者〇〇〇〇氏の経歴について説明があった。

また、事務局より、監事の選任に関する議案については現監事の過半数以上の同意が必要とされている旨を説明したところ、〇〇監事及び〇〇監事から、議案資料の監事候補者に同意する旨の発言があった。

〇〇議長 それでは、本件に関しご意見、ご質問等はございませんか。

〇〇理事

〇〇議長 その他にご意見、ご質問等はございませんか。ないようでしたら、お諮りしたいと存じます。第2号議案について、承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

〇〇議長 本件は原案のとおり議決されたものと認めます。

本日の議題は全て終了しました。これをもちまして、本日の理事会を閉会させていただきたいと存じます。本日はありがとうございました。

令和〇年〇月〇日

議事録署名人

理事長 ○○○○ ⑩

監事 ○○○○ ⑩

監事 ○○○○ ⑩

監事選任議案に同意した
監事全員の署名又は記
名押印が必要

③ インターネットでの公表について

指摘数 69件

必要な情報が、インターネットで公表されていない。

③ー1 インターネット公表の注意事項(1)

➤ インターネットを利用した情報公表を行うこと

◆ 法人がインターネットで公表すべき書類等

書類等	インターネット 公表書類	財務諸表等電子開示 システム掲載書類
定款(の内容)	○	○
計算書類(貸借対照表・事業活動 計算書・資金収支計算書)	○	○
役員等名簿	○	○
役員等報酬等支給基準	○	○
現況報告書	○	○
社会福祉充実計画 (充実残額がある場合)	○	○

③ー1 インターネット公表の注意事項(2)

(社会福祉法第59条の2第1項)

社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

号	公表する事項	公表の時期	公表するもの	根拠規程
1	定款	①所轄庁から法人設立の認可を受けたとき ②所轄庁から変更の認可を受けたとき ③所轄庁に変更の届出を行ったとき	最新のもの	①法第31条第1項(設立認可) ②法第45条の36第2項(変更認可) ③法第45条の36第4項(変更届)
2	報酬等支給基準	評議員会の承認を受けたとき(変更した場合も同様)	最新のもの	○法第45条の35第2項
3	役員等名簿 (※)	所轄庁に届出をしたとき	毎年度6月末までに届け出たもの (所轄庁への届出義務は、毎会計年度終了後三月以内に発生)	○法第59条(所轄庁への届出) ○法第45条の34第1項第2号

(※) 計算書類及び現況報告書も、届出時に公表義務が生じるが、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」により公表されるため、実地検査時の確認は不要

④ 理事の報酬額について

指摘数 63件

理事の報酬等の額が定款で定められていない場合であって評議員会の決議により定められていない。

④－１ 理事の報酬額の注意点（１）

➤ 報酬等の額の決議と報酬基準承認の決議の違いに注意すること

◆ 「報酬等の額の定め」と「報酬等の支給基準」は、報酬等の有無にかかわらず、かならず両方を規定することが必要

定款で、役員等報酬等が無報酬とした場合は支給基準作成の必要はない。（H30年度改正）

④－１ 理事の報酬額の注意点（２）

○ 報酬等の額の決定は、次の方法による。

- 評議員：定款
- 理事：定款 又は 評議員会の決議
- 監事：定款 又は 評議員会の決議 【※】

具体的には、「報酬総額を定める」「一人当たりの額を定める」等

※ 監事について、報酬総額のみが決定されているときは、具体的な配分は、監事の協議により定める。**（ただし、監事の報酬等の支給基準が評議員会の承認を受けていれば、具体的な配分も評議員会で決議があったものとして、改めての監事の協議は不要（H29.9.26付国Q＆A））**

⑤ 評議員会開催決議事項について

指摘数 53件

評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていない。

⑤ー1 評議員会開催決議の注意点(1)

➤ 評議員会の日時・場所、議題及び議案は、理事会の決議により定めること

◆ 理事会決議で定める招集事項

① 評議員会の日時及び場所

② 評議員会の目的である事項(議題)

③ 議案の概要(未確定の場合はその旨)

・ ①～③を理事会で決議しなければ、評議員会の招集通知を出すことはできない。

※ 事務的な日程調整等の連絡は随時可能

⑤ー1 評議員会開催決議の注意点(2)

➤ 「議題」と「議案」との違いに注意すること

「議題」 会議の目的である事項(討議する題目)

「議案」 議決するために提出する原案

(例)議題 理事1名選任の件

議案 ○○ ○○氏を理事として選任すること

(候補者の氏名、経歴等を記載した名簿など)

※ 議題だけで議案となっているようなものについては、議題と別に議案を定める必要はない。(例:平成○○年度計算書類の承認について)

⑤ー1 評議員会開催決議の注意点(3)

◆ 議題についての留意事項

○ 評議員会は、評議員会の目的である事項(議題)とされた事項についてのみ、決議することができる。

(例)「定款変更」のみを議題とする評議員会では、「役員の選任」を決議できない。

○ 評議員会の招集は、原則として理事会で決定するが、評議員は、評議員会の招集を理事に請求することができる。

⑤ー1 評議員会開催決議の注意点(4)

◆ 議案についての留意事項

- 理事会が評議員会の招集事項を決議する時点で議案が未確定の場合の対応
 - ① 評議員会開催までに理事会で決定
 - ② 評議員会において評議員が議案を提出
 - ※ 理事(長)が単独で評議員会に議案を提出することはできない。
- 評議員は、理事会から提出された議案に対し、修正案・対案を提出することができる。
(例)「補正予算の承認」を議題として招集された評議員会において、支出項目・金額について修正を提案する場合

⑤－2理事会を決議省略で行う場合の注意点(1)

- 決議を省略する場合は、理事全員の同意及び監事の異議がないことの確認を書面又は電磁的記録で得ること
- ◆ 評議員会を決議の省略により行う場合であっても、理事会の決議が必要(当該理事会を決議の省略により行うことも可能)
 - 決議事項の制限はないが、理事会の形骸化につながらないよう留意が必要
 - ※ 決議の省略に係る定款の規定が必須

理事会における決議の省略の流れ



理事全員の同意(※)があった場合及び監事の異議がない場合は、決議があつたとみなされる。
(議事録を作成)
※提案書を通知した理事長も必要

理事は提案事項に対して同意書を提出。監事は異議確認書を提出

①理事へ理事会を決議の省略により行う提案書を通知(理事長)
②監事へ理事会決議の省略に係る提案事項に対する異議の有無を確認

理事会開催について理事・監事との日程調整が不調
(法人事務局)

各理事 様

理事会決議省略提案書

社会福祉法人〇〇会
理事長 〇〇〇〇

提 案 書

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、理事会の目的である事項につきまして、社会福祉法第45条の14第9項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び定款第〇条の規定に基づき、理事会を開催することなく、提案事項につき決議の省略を行いたいと存じます。

つきましては、下記「提案事項」にご同意いただける場合は、別添「同意書」に署名押印の上、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

記

1 提案事項

第1号議案 評議員会の招集事項を以下のとおり定める。

(1) 開催日時及び開催場所

決議の省略の方法により行う。

(2) 議題

理事1名選任の件

(3) 議案の概要

〇〇〇〇氏を理事候補者とする議案を評議員会に提案する。

(同氏の略歴は別添の議案書をご確認ください。)

2 同意書の送付について

令和〇年〇月〇日までにご返送くださいますようお願いいたします。

なお、提案事項について特別の利害関係を有する場合は、決議の省略に加わることができないとされておりますので、同意書の提出に代えて、その旨をご連絡ください。

3 返送先

社会福祉法人〇〇会 法人本部（担当 〇〇）

〒〇〇〇〇—〇〇〇〇

住所

電話

理事会決議省略同意書

同 意 書

私は、令和〇年〇月〇日付提案書により貴殿から提案のありました下記の事項について、社会福祉法第45条の14第9項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び定款第〇条の規定に従って、書面により、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことに同意いたします。

記

提案事項

第1号議案 評議員会の招集事項を以下のとおり定める。

(1) 開催日時及び開催場所

決議の省略の方法により行う。

(2) 議題

理事1名選任の件

(3) 議案の概要

〇〇〇〇氏を理事候補者とする議案を評議員会に提案する。

以 上

令和 年 月 日

理事 _____ 印

⑥ 報酬支給基準について

指摘数 48件

理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準において規定すべき事項が規定されていない。

⑥ー1 報酬支給基準の注意点(1)

➤ 支給基準に規定すべき事項について
規定すること

◆ 支給基準には、次の事項を規定すること

- ① 勤務実態に応じた報酬等の区分(常勤・非常勤の別)
- ② 金額の算定方法(基礎となる額・役職・在職年数など、
算定根拠)
- ③ 支給の時期(毎月、出席毎 など)
支給の手段(銀行振込み、現金支給 など)
- ④ 支給の形態(現金・現物の別 など)

※ 報酬額について金額の記載しかないなど、金銭支給
が明らかな場合は、支給の形態に「現金」等の記載は
必要ない。

⑦ 評議員会招集通知について

指摘数 42件

評議員会の招集通知に必要事項が記載されていない。

⑦ー1 評議員会招集通知の注意点①

➤ 評議員会の招集通知は、次の事項を記載し又は記録しなければならない。

- ① 評議員会の日時及び場所
- ② 評議員会の目的である事項（議題）
- ③ 議案の概要（未確定の場合はその旨）

※ 目的である事項については、評議員会では理事会で決定した議題以外審議することができないことから、評議員会の審議を画するという意味で重要

評議員会招集通知記載例

1 日時

令和○年○月○日(○曜日) ○時○分から○時○分まで(予定)

2 場所

○○区○○一丁目○番○号 社会福祉法人○○会法人本部 会議室

3 議題

報告事項

(1) 令和○年度事業報告の件

決議事項

(1) 令和○年度計算書類・財産目録の承認の件

(2) 理事6名及び監事2名の選任の件

(3) 役員の報酬額決定及び役員等報酬規程の承認の件

(4) 定款変更の件

評議員会招集通知記載例(前頁続き)

4 議案の概要

(1) 第1号議案

別添の決算報告書に記載のとおりです。

(2) 第2号議案

第〇回定時評議員会終結により、理事6名及び監事2名の任期が満了となりますので、次期役員の選任をお願いいたします。理事会より提案させていただく候補者は、別添「次期役員候補者名簿」のとおりです。

(3) 第3号議案

平成29年4月1日に施行された改正社会福祉法により、役員の報酬額の決定及び役員報酬規程の承認について評議員会の決議が必要となりましたので、審議をお願いいたします。理事会より提案させていただく内容は、別添の「理事及び監事の報酬総額(案)」及び「役員等報酬規程(案)」のとおりです。

(4) 第4号議案

令和〇年〇月〇日の第〇回理事会において決定した新規事業である〇〇事業を追加する定款変更につきまして、審議をお願いいたします。

⑦ー1 評議員会招集通知の注意点(2)

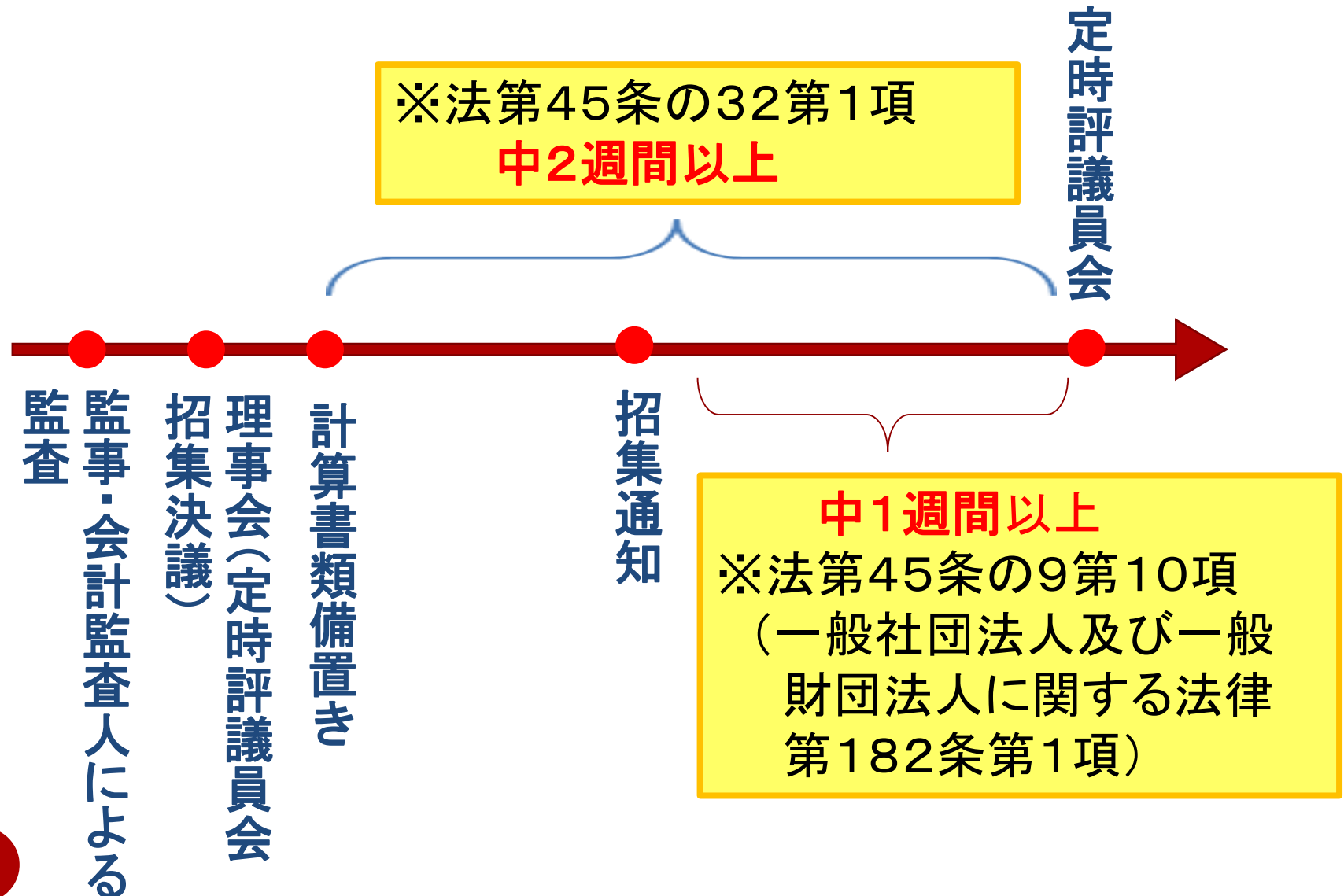
➤ 評議員の全員に、期限までに、評議員会の招集通知を発出すること

- ◆ 招集通知を、評議員会の日の(中)1週間【※】前までに、各評議員に通知

※ 定款で、1週間を下回る期間の定め可

- ◆ 定時評議員会については、評議員会の日の(中)2週間前までに理事会で招集事項を決定し、(中)1週間前までに招集通知を発出
- ◆ 定時評議員会をみなし決議で行う場合は、中2週間置く必要はない。

定時評議員会(計算書類承認)までのスケジュール



⑦ー1 評議員会招集通知の注意点(3)

➤ 定時評議員会の招集通知の添付書類に
注意すること

◆ 定時評議員会の招集通知には、理事会で
決定した招集事項を記載するほか、以下の
書類の添付が必要

- ① 理事会の承認を受けた計算書類
- ② 理事会の承認を受けた事業報告
- ③ 監査報告(会計監査人設置法人の場合は、
会計監査報告を含む。)

⑦ー1 評議員会招集通知の注意点(4)

- 招集通知を省略する場合には、評議員の全員の同意を得た上で行うこと
- ◆ 省略することができるのは、評議員会の招集通知の発出であり、理事会による評議員会の招集事項の決定は、必ず行わなければならない。
- ◆ 欠席評議員からは、招集手続の省略について同意書の提出を受け、同意書と評議員会議事録とあわせて保管することが望ましい。

◆ 評議員会の招集手続を省略した場合は、適法な手続に従って開催されたことを後日確認できるよう、評議員会冒頭に確認を行い、確認結果を議事録に明記

（記載例）

「事務局より、本評議員会は、評議員全員の同意により招集手続を省略して開催すること並びに本日欠席の〇〇評議員からは招集手続の省略に係る同意書が提出されていることが報告された。」

⑧ 理事会招集通知の省略について

指摘数 37件

理事会の招集通知が省略された場合に、理事及び監事全員の同意が確認できない。

⑧ー1 理事会招集通知の注意点(1)

- 招集通知を省略する場合には、理事及び監事全員の同意を得た上で行うこと
- ◆ 各理事及び各監事に対する理事会の招集通知を省略する場合は、理事及び監事全員の同意が必要
- ◆ 欠席理事・監事からは、招集手続の省略について同意書の提出を受け、理事会議事録とあわせて保管することが望ましい。

- ◆ 理事会の招集手続を省略した場合は、適法な手続に従って開催されたことを後日確認できるよう、理事会冒頭に確認を行い、確認結果を議事録に明記する。

《記載例》

「事務局より、本理事会は、理事及び監事全員の同意により招集手続を省略して開催すること並びに本日欠席の〇〇理事からは招集手続の省略に係る同意書が提出されていることが報告された。」

⑧ー1 理事会招集通知の注意点(2)

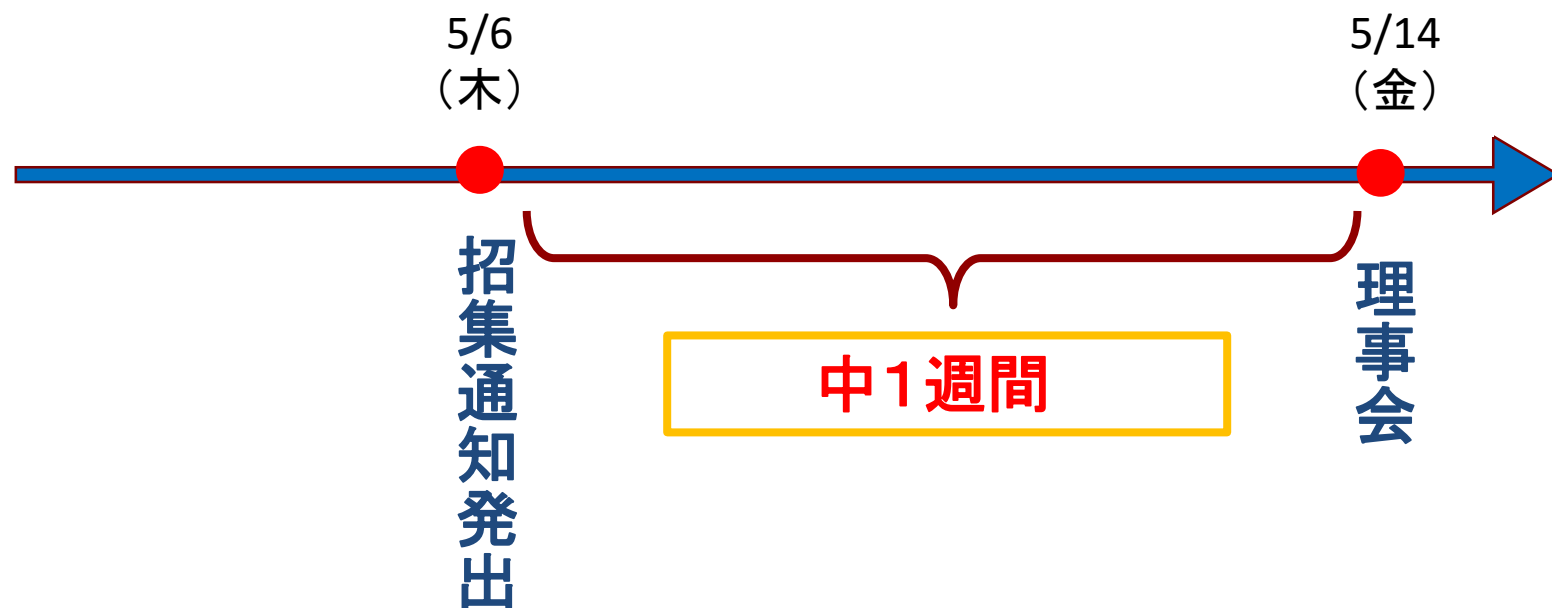
➤ 理事及び監事の全員に期限までに理事会の招集通知を発出すること

◆ 理事会を開催するためには、理事会の日の
(中)1週間【※】前までに各理事及び各監事に
対して理事会の招集を通知することが必要

※ 定款で、1週間を下回る期間の定め可

- ・ 招集通知への議題・議案等の記載は必須ではないが、記載すると効率的・効果的な審議が期待できる。

理事会招集通知



⑨ー1 特別な利害関係の確認について

指摘数 36件

理事会の議案について特別な利害関係を有する理事がいないことを法人が確認していない。

⑨ー1 特別な利害関係確認の注意点(1)

➤ 議案について特別の利害関係を有する理事がいないことを確認すること

◆ 決議に特別の利害関係【※】を有する理事は、決議に参加することができない。

※ 法人に対する忠実義務の履行が困難な関係

- ・ 利益相反取引の承認議案など該当する理事がいる場合は、決議に参加しなかった旨を、議事録に明記

◆ 社会福祉法人で生じ得る利益相反取引

- 理事が、自己又は第三者のために社会福祉法人と取引をする場合（理事の所有地の購入など）
- 利益相反取引は、あらかじめ理事会に取引につき重要な事実を開示した上で事前承認を得て、取引後、遅滞なく事後報告することが必要

《議事録記載例》

「理事〇〇〇〇は、本議案の契約の相手方である株式会社〇〇代表取締役であり、特別の利害関係を有するため、決議に加わらなかった。」

⑨ー1 特別な利害関係確認の注意点(2)

◆ 利害関係の有無の確認方法

- 確認方法について特段の定めはないが、招集通知により各理事に利害関係の有無について届出・申出を依頼するなど、確認漏れが生じない仕組みを構築することが望ましい。
- 招集通知や内部規程により事前に届出・申出を依頼し、特別の利害関係を有する理事がいない場合には、議事録への記載は不要
- 理事会当日に、利害関係者の有無について確認する場合は、該当者がいない旨を議事録に明記

理事会招集通知例

(決算理事会(定時評議員会前)招集通知 作成例)

平成○年○月○日

各理事
各監事 } 様

社会福祉法人○○会
理事長 ○○○○

第○回理事会の開催について

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、第○回理事会を下記により開催いたしますので、ご多忙中誠に恐縮ですが、ご出席くださいますようお願いいたします。

なお、社会福祉法第45条の14第5項の規定により、決議事項に特別の利害関係を有する理事は決議に加わることができないこととなっているため、今回審議する議案に該当するものがございましたら、別紙出欠票の該当欄に「○」をお付けいただき、FAX又は郵送にてご返信くださいますよう、お願いいたします。

記

1 日時

平成○年○月○日(○曜日) ○時○分から○時○分まで(予定)

2 場所

○○区○○一丁目○番○号 社会福祉法人○○会法人本部 会議室

3 議題・議案

(1) 決議事項(議案書は別添のとおりです)

第1号議案 平成○年度事業報告及び平成○年度計算書類等の承認の件

第2号議案 次期役員候補者の件

第3号議案 役員の報酬額(案)及び役員等報酬規程(案)の件

第4号議案 定款変更の件

第5号議案 定時評議員会の招集の件

(2) 報告事項

理事長及び常務理事の職務執行状況の報告

4 事務局連絡先

社会福祉法人○○会 法人本部(担当 ○○)

〒○○○-○○○○

住所

電話

FAX

特別な利害関係人確認

第〇回社会福祉法人〇〇会理事会

出欠票

(FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

社会福祉法人〇〇会理事長 殿

平成〇年〇月〇日(〇曜日)開催の、第〇回社会福祉法人〇〇会の理事会に

出席 ・ 欠席

します。

(ご欠席の場合、欠席理由を
備考欄にご記入ください。)

各決議事項に係る特別の利害関係については、下記のとおりです。

決議事項	特別の利害関係の有無
第1号議案 平成〇年度事業報告及び平成〇年度計算 書類等の承認の件	有 ・ 無
第2号議案 次期役員候補者の件	有 ・ 無
第3号議案 役員の報酬額(案)及び役員等報酬規程 (案)の件	有 ・ 無
第4号議案 定款変更の件	有 ・ 無
第5号議案 定時評議員会の招集の件	有 ・ 無

氏名



住所

⑨ー2 書類等の備置きについて

指摘数 36件

必要な書類等の備置きがされていない。

社会福祉法人の書類等について

※1 △は定款で作成することになっている場合 ※2 上記のほか、定款については、備置き・閲覧、公表をすることがある。			作成		備置き・閲覧		所轄庁への届出		公表	
			有無	根拠規定	有無	根拠規定	有無	根拠規定	有無	根拠規定
計算書類等	計算書類（貸借対照表・事業活動計算書・資金収支計算書）		○	法第45条の27第2項	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	○	法第59条の2第1項第3号・省令第10条第3項第1号
	計算書類の附属明細書		○	法第45条の27第2項	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	—	
	事業報告 （法人の状況に関する重要な事項等）		○	法第45条の27第2項	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	—	
	事業報告の附属明細書 （事業報告の内容を補足する重要な事項）		○	法第45条の27第2項	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	—	
	監査報告（会計監査報告を含む）		○	法第45条の28	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	—	
財産目録等	財産目録		○	法第45条の34第1項第1号	○	法第45条の34第1項第1号	○	法第59条第2号	—	
	役員等名簿 （役員等の氏名及び住所を記載した名簿）		○	法第45条の34第1項第2号	○	法第45条の34第1項第2号	○	法第59条第2号	○	法第59条の2第1項第3号・省令第10条第3項第2号
	報酬等の支給の基準を記載した書類 （役員等報酬等支給基準）		○	法第45条の34第1項第3号	○	法第45条の34第1項第3号	○	法第59条第2号	○	法第59条の2第1項第2号
	事業の概要等	現況報告書	○	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第1号～第13号及び第16号	○	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第1号～第13号及び第16号	○	法第59条第2号	○	法第59条の2第1項第3号・省令第10条第3項第2号
		事業計画書	△	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第15号	△	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第15号	△	法第59条第2号	—	
		算定シート	○	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第14号	○	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第14号	○	法第59条第2号	—	
64 社会福祉充実計画 （社会福祉充実残額がある場合のみ）			○	法第55条の2第1項	—		○	法第55条の2第1項	○	事務処理基準

3 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う理事会・評議員会運営について

3 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う 理事会・評議員会の運営について①

◆ 理事会・評議員会の開催

感染拡大抑制の観点から

① 開催時期 ⇒ 可能になり次第、速やかに開催

② 開催方法 ⇒ 「対面」の解釈 指導監査ガイドライン<※>
※議決は対面(テレビ会議等を含む。)により行う

「テレビ会議等」とは

各理事の音声が即時に他の理事に伝わり、適時的確な意見表明ができるものであればよく、一般的な電話機のマイク及びスピーカー機能、インターネットを利用する手段などが含まれており、必ずしも会議室で会議を行う必要はない。

令和3年2月12日付事務連絡
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

3 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う理事会・評議員会運営について②

➤ テレビ会議等を行った場合の議事録

◆ 出席方法を議事録に記載すること

(理事会議事録の記載例)

5 議事の経過の要領及びその結果

定刻、当法人の理事及び監事全員の出席が確認され、定款施行細則第〇条の定めにより〇〇理事長が議長となり、本理事会はテレビ会議システムにより開催する旨の宣言があった。

当法人のテレビ会議システムは、出席者の音声と画像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みとなっていることが確認された。

3 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う 理事会・評議員会の運営について③

◆理事長・業務執行理事の職務の執行状況報告

○ 理事長及び業務執行理事は、業務執行権限を持っており、この権限の行使が適正であるかどうか理事会が監督する。そのため、他の理事から理事長及び業務執行理事に対する質疑の場が確保されている実際に開催される理事会で報告する必要がある。

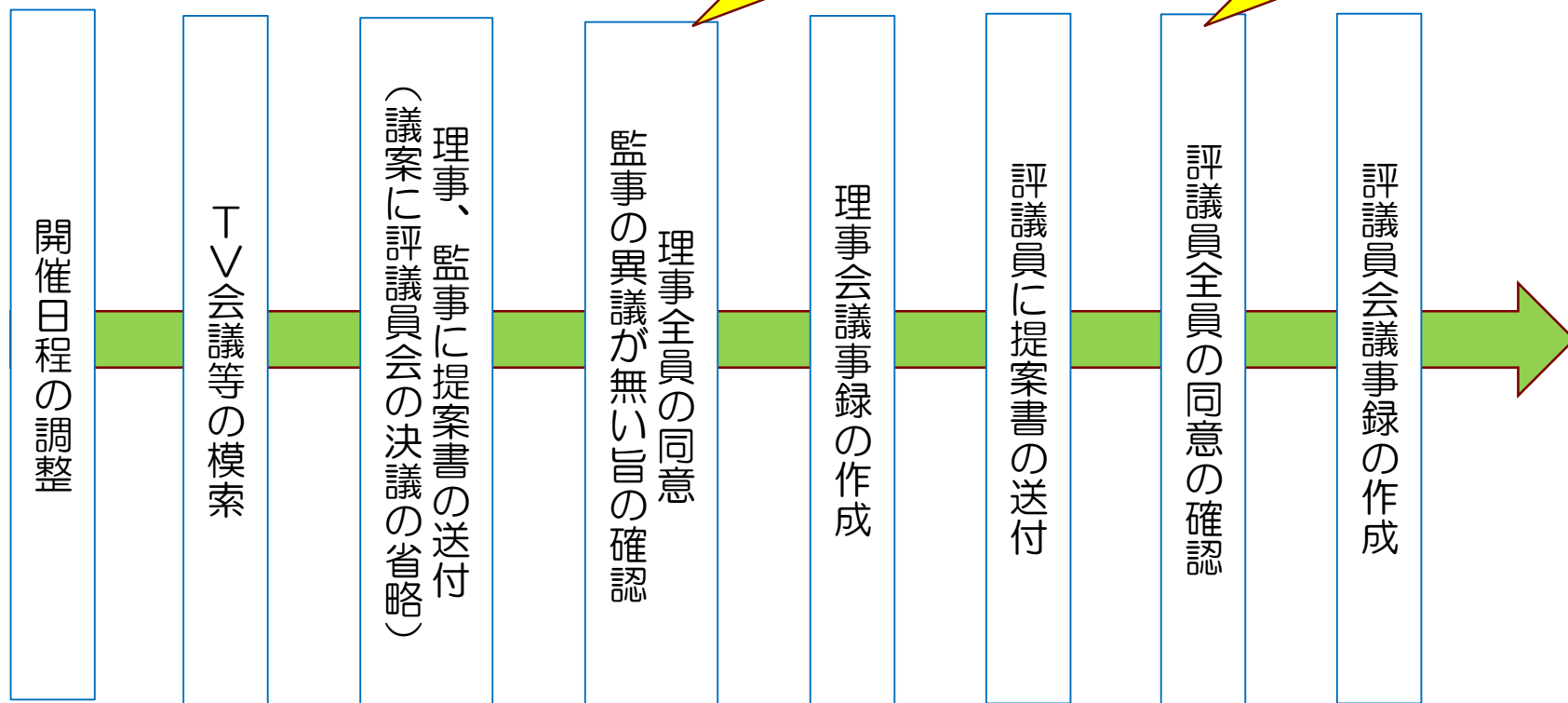
（決議の省略により行われた理事会での報告はできない。）

3 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う 理事会・評議員会の運営について④

理事会・評議員会を決議の省略で行う場合の流れ

全員の回答が出揃った時点で
決議の省略の成立

全員の回答が出揃った時点で
決議の省略の成立



【参考】

法人の制度情報が掲載されている都のホームページのご案内

東京都福祉保健局→福祉保健の基盤づくり→社会福祉法人制度→社会福祉法人向け説明会・講習会（東京都主催）

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kiban/syakaihukushihoujin/setumeikai-kousyuukai.html>